

部落史研究の前進のために

上 杉 聡

一、東京都公文書館史料への私のかかわり

いろいろと、おほめの言葉をいただいで、恐縮です。ただ、この史料集は、奥付のところにも氏名を印刷しておりますが、十一名で作りました。そのうち、一人が欠けても、おそらくこの史料集はできなかつたらうと、今しみじみと思っております。

私が、この史料集とかかわった経過をすこし申し上げますと、先ほど小山先生がふれられました「解放令」がなぜ成立したのかを探ろうということでした。すると、大串さんから、まだ東京にはいっぱい史料があるらしいということをつかがいまして、実際に東京都公文書館に調査に行きますと、ものすごい量の史料が残っていました。これを、部落解放研究所全体の仕事としてやろうという形にもっていったいただいたわけです。

本当にありがたく、いい仕事、いい勉強をする機会をあたえられたことを、私は幸せだったと、今思っております。

二、史料は立体的

この仕事のなかで、研究というのは、こういうものなんだな、と思われたことを、少しのべさせていたきたいと思っております。

それはどういうことかと申しますと、私は最初、「解放令」がなぜ成立したのかという、ひじょうに狭い視野から勉強をしていたわけですが、実際に膨大な史料にあたってみますと、今まで私自身が直接関心を持っていなかったことや、これまで聞いたこともないような事実が、次と出てまいります。

それでも、明治四年までは、史料のなかに「エタ」や「非人」という言葉が出てまいりますので、これは部落問

題に關係する史料だということがわかります。

ところが、明治五年以降になってきますと、「エタ」「非人」という形では、あまり出てこなくなりません。そうすると、よほど史料の内容について読みこんでいかないと、それが部落問題に關する史料なのかどうかわからなくなりません。

この作業を始めた当時、私たちはまだ古文書を判読する力があまりなかったものだから、關係していそうな史料を、とにかく全部フィルムにとっておこうということをやってきました。

都合、何回東京へ行ったでしょうか。十回から二十回行ったと思います。いつも合宿のようにして、とにかく一枚一枚史料をめぐって探したものです。

そうして集めてきた史料を實際に判読し、編集をしていくなかで、これは捨てようと思っていた史料のなかに、実はたいへん貴重な史料があったりします。

たとえばどういふ史料かといいますと、明治四年の三月、いわゆる「解放令」が出るまえに、犍牛馬の処理権が自由になります。そうすると、それまで犍牛馬の持主は、藩の命令で、無条件にエタや非人に渡さなければならなかったんですけれども、この犍牛馬の勝手処理令が出てからは、死んだ自分の牛や馬を、部落民に渡さないで、土のな

かに埋葬したりして、皮が従来のようには集まらなくなるわけです。

それでは、それ以降、どうやって皮を集めることができたのか、これはよく考えてみると当然疑問としてでてくるわけですが、實際には史料がなくて、よくわからなかったわけです。

今回の史料調査の過程で、実は犍牛馬を買い集める会社が、明治五年以降、ほとんど出来ていたんだということがわかりました。そうした事情を示す史料がたくさん出てきて、今回の史料集にものせています。しかも、なかには華族や士族がそうした会社を經營しているものもありました。それ自身、たいへん貴重な史料であります。

ところがその会社の経営者には、部落のひとの名前が全然出てこない場合が多いんです。するとその史料は、今いったような犍牛馬をめぐる当時の状況を示す史料ではあるが、直接には部落に關係する史料とはいえないので、部分的に収録することにして、大部分は捨てようと考えたわけです。

しかしかなり大部な史料ですし、捨てるのももったいなと思っています、もう一度読み直してみますと、これまでにみたことのある地名が支社の所在地に記されていることに気がついたわけです。まったく別の仕事で見覚えがあった

わけで、他の史料で確認してみますと、やはり部落でした。

これは大変なことだと思つて、その前後に出てくる地名を一つ一つ確認してみますと、そのほとんどがやはり部落でした。つまり、その犍牛馬を買い集める会社の本社の経営に部落民はかかわっていないが、實際に各地で犍牛馬を集める仕事は、部落民がやっていたということがわかったわけです。これは大変な発見だつたと思います。

この史料には、「エタ」とも「非人」とも出てきませんでしたから、最初は捨てるつもりでした。

しかも、他の史料とつきあわせてみますと、そうして集められた皮革は、彈直樹の手に渡っていないようです。

「解放令」以降、彈直樹は急速に没落していったとよく言われるわけですが、何が理由だったのかは明らかではありませんでした。ただ、皮革の入手が困難になったと、一言でかたづけられていたわけですが、以上の史料でその具体的な経緯が多少わかりかけてきました。

このように、史料にあたることによって、当初はまったく予想もしなかったような問題、想像もできなかったような事実が直面しました。

これらのことから、重要だと思われたことは、史料は立体的だ、ということですね。この原石はまっ黒で石炭かと思つていたら、裏がえしてみると、そこにはピカピカ光る

ダイヤモンドがあった、とても言つたらいいでしょうか。

この史料集には、こうした輝きをもった史料が数多くはいつております。史料集の「解題」でふれたのは、このように、立体的な史料のごく一側面についてにすぎません。

「解題」でふれなかった史料、あるいはふれてはいるけれどもその史料がもっている他の側面というのは、今後の研究でどんどん出てくるのではないかと。私たち自身が気づかなかつたものが、まだまだ埋もれているのではないかと思っております。

三、部落による救済活動と医療

そうした意味で、とくに印象深かつた史料について、あと二、三の例を紹介することにいたします。

ひとつは、史料集の後ろのほう、第二部になりますが、合計五冊にわたつて、弾内記や車善七、品川の松右衛門などの業務日誌のようなものをのせております。「雑訴綴込」という史料です。

この中で、「溜」（ため・たまり）——いまの警察病院とでも考えたらいいと思いますが、牢にはいつている病人を看護する施設として、ここで病人の介抱をしているのが非人たちですね——そこに収容されている病人の数

は、膨大な数にのぼっています。

今まで部落の歴史というところ、あまり積極的な側面は語られてきませんでした。ところがこの時期、病者の救済に、部落の人々はたいへんな力を入れていたわけです。

それに加えて、明治二年には救育所というものが出来ま。幕末からの混乱のなかで、全国から江戸市中に膨大な数の人々が流入となって流れこんで来ます。そしてその中には行倒れとなるものも出てくるわけで、そうした人々を救育所というところに收容することになります。

ところが、明治一年のことですから、まだ封建的な身分制が残っていますので、非人だとか乞胸だとか、あるいは障害者をも含めて、弾内記がその人々を救助する役目をこなうわけです。そして時には、救助した人々から病気をうつされて、手代など二人が死に、十数名が倒れる、といったこともおこっています。

単なる義務だけでは、こういうことにはならないのではないか。実に献身的な救済活動をしております。

こういうことから考えまして、部落史をいろいろの側面から見直せば、もっともっと重要な事実が出てくるのではないかと思われました。

医療との関係で、次のような面白い史料もあります。史料113ですが、弾内記が大学東校に勤務しているという

史料です。

大学東校というのは、現在の東京大学の医学部の前身です。

この大学東校のさらに前身は、幕末にできた医学所です。この二代目頭取には、大阪から行った緒方洪庵がなるわけですが、彼が死んだあとは、松本良順がその地位につきます。この松本良順は、司馬遼太郎氏の小説『胡蝶の夢』でもよく御存知のように、弾左衛門の身分引上げに尽力した人です。この人が、戊辰戦争における幕府側の負傷者を治療するために、弾の力を借りているわけです。そうした関係で弾内記は、医学所および大学東校が経営している病院と、そこで学ぶ医学生の手を引いての賄いを一手に引受けることとなります。東京大学の古い史料をみると、「弾左衛門請負賄所」というのが、東大の敷地にみえます。これが、明治の六、七年ころまで続くようです。

ところが、この賄所が二度ほど不審火で燃えているんです。最初は、弾が責任をとりまして建て直すんですが、その直後にまた燃やされています。

このあたりについても、松本良順が少し書いていますが、それを読みますと、弾を大学東校で使っていることを、その上に立つ者は素知らぬ顔をしている、無視している、と書いています。

ということはどうも、松本良順の紹介で大学東校に勤めていたものの、弾はまわりからは差別されていたようですね。

また弾は、肉を手に入れるのが比較的簡単だったということ、医学生や病人に食べさせるために、賄所に肉を持ってきていたようです。

そういうことへの反発もあってでしょうが、どうも弾の賄所が焼くうちにあつたのではないか。弾左衛門もそういうことを感じていたために、二度目の焼打ちにあつたあと、大学東校をやめています。

以前、東京大学でも差別事件がありました。東京帝国大学は、すでにその前史あたりから差別的問題をかかえていたようです。(笑)

四、「解放令」の成立

ここで、「解放令」の成立事情について少し触れておきたいと思えます。

以前、私は、「解放令」が成立した原因を明らかにしようと思うなら、明治四年三月の段階で、大政官政府が抜擢解放論の立場をとりながら、八月には即時無条件の解放論に転換したことを説明できなければならぬ、という観点

で論文を書きました。そして、地租改正の前段階の除地処分と土地の商品化が「解放令」成立の原因となったことを論証しました。この点は、先ほど小山先生が説明してくださいました。

この説に対しまして、鈴木良さんは、戸籍法の立法趣旨が徹底される中で「解放令」が出されたんだ、と主張されています。

東京都公文書館の史料調査の目的の一つは、この点を検討することにもあります。

その結果、私の説を傍証する史料が多く出てまいりました。一つは「解題」の一〇四五頁以降に書きましたのでここでは省きます。もう一つは、史料の163です。この史料によりますと、明治四年六月の二五日以降、弾は民部省勸業局に出任するよう手続きがとられています。その目的は、抜擢解放の方法を具体化するためだったことが他の史料からわかるんです。

とすると、明治政府は、最初私が考えていた三月まででなく、六月に至っても、まだ抜擢解放論の立場をとっていたこととなります。「解放令」が出る直前まで、政府は抜擢解放の線で作業をすすめていたこととなります。いかに急激な変化がそれ以降起こったか、ということが明らかになってまいりました。部落の除地処分は、その急激な変化

の時期と一致しています。

また、鈴木良さんの戸籍法説についても、戸籍法の公布は四月ですから、すくなくとも六月まで抜擢解放論がとられていたことを説明できなくなりました。そもそも、戸籍法から即時無条件の「解放令」を必然化するものは何も出てきません。たとえば大江卓は、戸籍の問題を取りあげながら漸進的解放論や抜擢解放論を主張して、明治四年の初めに二つの建議を提出していただくくらいですから。

この史料集に採録した他の史料をも総合しますと、そのあたりのことが、かなり決定的に論証できるようなことになったと思われまふ。

五、「史料集」の利用の仕方

以上に紹介したのは二、三の例にすぎませんが、それ以外にも、目を開かせられるという思いをした史料が、たくさんでてまいります。

たしかに、この史料集を読むのはいへんなことだと思えます。むづかしいと思われる方は、まず目次から読んでください。明治十年までの部落の歴史をパノラマのように眺めることができると思います。ほぼ連日のように、部落の動きがわかる箇所もあります。

先生がおっしゃいました「別冊」「別紙」の類がまだうもれているかもしれません。視点を変えたと出てくるかもしれません。

それは、本日もわざわざ東京都公文書館から来てくださっています。公文書館に行っていたら探せば探すことが出来ます。以降、そうした探索の手がかりとしても、この史料集が役立てばと思います。

この史料集をつくるために、十一人の方々に、それぞれたいへん苦勞していただきました。それを今、こういう形で部落解放研究所の力で支えていただき、出版していただいたことに、深く感謝しております。

どうか、皆さんも長く、この史料集をかわいがってください。大いに利用していただきたいと思えます。どうも、ありがとうございました。

ただ、先ほども言いましたように、目次は、史料がもっている様々な側面の一つをとり出して書いたにすぎません。それをひっくり返して、横から、裏側から読むことによって、どんな宝石が出てくるかわからない、ということばは事実です。

また、この史料集の部落史全体に占める位置については、「解題」でもふれておきました。とくに、近世と近代の、そして中央と地方のつながり目にある史料だといえます。中央の動きが出てくるかと思えば、民衆の動きが出てくる、という点に、大きな特徴があります。

またこの時期は、「解放令」によって部落の歴史に断層が形成される時期です。この断面をみますと、それまでの近世の部落がどのようなかがよくみえてきます。つまりこの史料集は近代の史料ではありますが、近世の部落の姿が実によく見えてまいります。

また、斃牛馬の処理に関して先ほどもふれましたが、皮革が商品化していく、あるいは土地が商品化していくといったように、部落が資本主義のなかに組み込まれていく様子が手にとるようにわかるという位置に、この史料集はあります。

もちろん、史料集にのせた以外に、もうまったくないかと言えば、見落したりしたものがあるかもしれません。牧

■第一回「原田伴彦記念基金」事業

史料集 明治初期被差別部落

明治初年の被差別部落の生活と実態、近世から近代への転換を示す基本資料

■目次

第一部 慶応四年（明治一〇年）までを編年体で編集（史料数四四二点）

第二部 雑訴綴込（囚獄・弾内記・両溜）一、五／三田・麴町・高輪三教育所入費調／会議所修路入費表／東京会議所沿革一覽／官有地取調書

解題／官省別索引・都道府県別索引

●編集上の特色

- 東京都公文書館所蔵の行政文書を収録
- 悉皆調査にもとづき、原史料から採録
- 関東を中心に全国にまたがる史料を掲載
- 中央政府の動向を示す史料も多数収録
- 史料内容を示す綱文と、東京都公文書館蔵書目録に準拠した出典を明示
- 原史料を尊重しつつ、人権擁護の立場から十分な配慮

■ A5版・貼函入製・一〇六〇頁
■ 定価 二〇、〇〇〇円（送料別）

(社) 部落解放研究所

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12
振替大阪7-13183 ☎06-568-1300